

川根本町まちづくり観光協会レンタル自転車運用規程

1. この規程は、川根本町内の観光等の利便を図るため、川根本町まちづくり観光協会（以下「観光協会」という。）が運営する、レンタル自転車（以下「自転車」という。）を円滑に運用するために定める。
2. 自転車を借りようとするもの（以下「借用者」という。）は、観光協会において様式1の申込書により、申込みをしなければならない。
3. 借用者は、申込みの際住所、氏名が確認できる証明書（運転免許証等）を提示しなければならない。
4. 自転車の貸出時間は、午前 9時からとする。
5. 自転車の返却時間は、午後 5時00分までとし、返却場所は観光協会とする。
6. 自転車の貸出料金は、別紙料金表による。
7. 自転車の貸出料金とは別に、借用者は保証料2,000円を納めるものとする。但し保証料は、自転車返却確認後、借用者に返還する。
8. 利用中の傷害事故の補償は、観光協会が加入している損害保険の範囲とする。
9. 自転車の盗難、紛失、破損については、借用者の実費負担とする。
10. 利用中の事故等が発生した場合は、借用者は、速やかに警察、観光協会へ連絡するものとする。
連絡先 島田警察署 TEL 0547-37-0110
川根本町まちづくり観光協会 TEL 0547-59-2746
11. この規程は、平成26年 8月22日より適用する。

川根本町まちづくり観光協会 様

川根本町まちづくり観光協会レンタル自転車申込書					
申請年月日	平成 年 月 日				
住所	〒				
氏名					
電話番号					
お勤め先		TEL			
貸出時間	時 分 ~ 時 分 (時間)				
貸出金額	レンタル料 _____ 円				
	保険料 _____ 500 円				
	保証料 _____ 2,000 円 (※保証料は返却後返金)				
	合 計 _____ 円				
<table border="1" style="margin-left: auto;"> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">保証料返金後の金額</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">円</td> </tr> </table>				保証料返金後の金額	円
保証料返金後の金額					
円					
<p>上記のとおり申込みをいたします。</p> <p>自転車レンタル中に発生した、いかなるトラブルに対しても、川根本町まちづくり観光協会は一切の責任を負いかねます。全て利用者様の自己管理責任のもとでご利用いただきます。</p>					

注意事項

◆盗難に逢った場合

車両1台につき実費（購入価格）をご負担いただき使用者ご自身で、警察署へ届出をしていただいた書類が必要です。

◆自転車が壊れた場合

修理代金は実費でご負担いただきます。

（例）

- ・パンク・・・・・・・・・・・・・・・・・・1000円
- ・鍵紛失・・・・・・・・・・・・・・・・・・1000円
- ・サドル紛失・交換・・・・・・・・・・2000円
- ・泥除け交換・・・・・・・・・・・・・・・・2000円
- ・ホイール交換・・・・・・・・・・・・・5000円

※上記以外の修理の場合は、その都度、市場適正価格を調べた上でご請求させていただきます。

◆返却されなかった場合

返却されなかった場合は、実費（購入価格）をご請求させていただき、保証料も返金いたしません。

◆自走不能により返却されなかった場合

車両引き上げ代金 3000円+修理代実費をご負担いただきます。

◆保険の補償内容・保険金額の範囲

補償内容・保険金額	
死亡後遺	後遺追加なし 3,000千円
入院	3,000円
通院	2,000円
賠償責任	10,000千円

(別紙)

レンタル自転車貸出料金表

利用時間	レンタル料	保険料	保証料	備考
1 時間	500 円	500 円	2,000 円	レンタル時間は、午前9時～午後5時までとなります。
半日 (4 時間まで)	1,000 円			
1 日 (8 時間まで)	1500 円			

- レンタルに際し、レンタル料・保険料・保証料を前金でお支払いいただきます。保証料は、自転車返却を確認後、返金いたします。
- レンタサイクルの返却場所は、川根本町まちづくり観光協会となります。観光施設や飲食店等での乗り捨てはできません。